

豊橋市中小企業等省エネ診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、省エネ診断を受診する中小企業等に対し、豊橋市中小企業等省エネ診断補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内で事業活動を営む中小企業等に対し、省エネ診断の受診に係る補助金を交付することにより、当該中小企業等のエネルギー消費量削減を図り、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「省エネ診断」とは、経済産業省資源エネルギー庁が実施する「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の交付を受ける事業者が実施する省エネルギー診断事業であって、事業所全体又は生産設備等のエネルギー使用状況等の調査及び分析を行い次に掲げる事項が全て記載された報告書が作成されるものをいう。

- (1) 年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量
- (2) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容
- (3) 年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間のエネルギーコスト削減額

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる業種に応じて当該各号に定める従業員の規模以下の従業員の規模であるもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合
- (2) 前号に該当する法人において発行済株式若しくは出資の総数若しくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人又はその発行済株式若しくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）でないこと。
- (3) 豊橋市内に事業所が所在し、当該事業所における省エネ診断を実施すること。
- (4) 豊橋市が徴収する税を滞納していないこと。
- (5) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (8) 暴力団員又は暴力団関係者をその構成員に含む法人その他の団体でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (10) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体であると市長が認める者でないこと。
- (11) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる細分類7661-バー、キャバレー、ナイトクラブでないこと。

(12) その他市長が適当でないとする者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助金の交付申請と同一年度に報告書を受領した省エネ診断に係る診断費用（消費税及び消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額は、1の補助対象者当たり1万円を限度とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて得た額とする。

3 第1項及び前項の規定により算定した補助金の額が、予算の残額を超える場合は、補助金の額は当該予算の残額とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市中小企業等省エネ診断補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次の書類等を添えて、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

(1) 省エネ診断の結果に係る報告書の写し

(2) 補助対象経費が確認できる領収書の写し

(3) 法人及び団体、協同組合にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し、個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し

(4) 従業員数が確認できる書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、当該年度の3月31日（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項による市の休日に当たるときは、当該休日の直前の営業日）までとする。

3 第1項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、交付申請書兼請求書と同様の情報を入力するとともに、同項各号に掲げる書類を登録して送信する方法により行うことができる。

4 市長は、交付申請書兼請求書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

5 補助金の申請は、1事業所につき同一年度内に1回を限度とする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容の審査を行い、必要に応じて調査を行う。

2 前項の規定により市長が調査を行う場合、申請者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付するのが適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、豊橋市中小企業等省エネ診断補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し通知するものとする。

4 市長は、審査の結果、補助金を交付するのが不適当と認めたときは、豊橋市中小企業等省エネ診断補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、前条第3項の規定による補助金の交付決定をした後、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請書兼請求書による交付決定者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 12 条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第 16 条の規定により、加算金を市に納付しなければならない。

(協力要請)

第 13 条 市長は、交付決定者に対し、補助金に関する市場調査などの協力を求めることができる。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日決裁)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。